

(別表 1 - 1) 法令等に基づく期限をそのまま運用するもの

No.	条項	手続	期限
1	法 <sup>(※1)</sup> 第 25 条の 7	放射性同位元素の移動等に係る報告	事由発生から 15 日以内
2	法第 31 条の 2	事故等の報告	事由発生後直ちに及び 10 日以内
3	法第 33 条第 2 項	放射線障害に係る通報	事由発生後直ちに

(※ 1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)